

平成29年度事業計画

世界食糧農業機構（FAO）によれば、世界の森林資源の現状は、その減少傾向はやや鈍化してはいるものの、2011-2015年の5年間でなお年平均330万haの森林が失われている。森林の減少は、地球温暖化防止、生物多様性の保全、砂漠化の防止といった地球環境保全の観点から問題であるばかりでなく、林産物の供給、水資源の涵養といった地域住民の生活にも大きな影響を及ぼす問題である。

一昨年の「国連持続可能な開発サミット」において合意された持続可能な開発目標の中でも、持続可能な森林経営の達成は、砂漠化防止、土地の劣化の防止、生物多様性の保全とともに、大きな課題として掲げられている。

また、地球温暖化防止に関しては、一昨年パリで開催された「第21回国連気候変動枠組み条約締約国会合（COP21）」で採択された「パリ協定」において、森林の重要性が改めて確認されたところである。REDD+についても現在様々な取組が実施されている。温暖化対策関連の資金運営を行う「緑の気候基金」（Green Climate Fund, GCF）において、REDD+推進のための資金提供の仕組みが議論され、また世銀主導の Forest Carbon Partnership Fund（FCPF）資金による結果支払いのための準備も進められている。わが国においても二国間クレジット制度（JCM）の枠組みの下での取組の準備がおこなわれている。

このように、地球温暖化防止の観点から世界の森林問題に注目が集まっている一方、開発途上国には、農地開発、鉱山開発や焼畑等による荒廃地が依然として広汎に存在しており、こうした荒廃地の復旧は、地球規模での環境問題に取り組むうえで引き続き大きな課題となっている。

このような森林を巡る国際的な状況を踏まえ、当センターの活動目的である持続可能な森林経営の推進のための人材の養成、情報の収集提供、NGO・企業等の民間部門の活動支援、調査研究はますます重要になってきている。

平成 29 年度の事業計画の策定にあたっては、森林を巡る国際的動向及び当センターに課せられた使命を踏まえ、合理的かつ効果的な事業運営を旨としつつ、以下の事業を実施する。

1. 人材養成及び研修の推進

- (1) 途上国の政府関係者を対象とする、JICA 課題別研修「REDD+実施に向けた政策立案」のため、カリキュラムの作成、講師派遣の他、研修の運営管理と研修生の理解度のモニタリング等を実施する。

2. 情報の収集・整理及び提供

- (1) 海外における森林保全・造成協力活動の推進に必要な情報を提供するため、技術情報誌「海外の森林と林業」を刊行するほか、ホームページ等を通じて「緑の地球」等による情報提供を行う。
- (2) 気候変動枠組み条約に係る森林吸収量の算定・報告のためのデータの収集分析等を行う「森林吸収源インベントリ情報整備事業」、及びその中でも、伐採木材製品（HWP）にかかる吸収・排出量の算定に貢献すべく、HWP に係る炭素蓄積変化量の算定などを引き続き実施する。

3. 民間団体等への支援・協力

- (1) 「緑の募金国際公募事業」、「日中民間緑化協力委員会資金による助成事業」のそれぞれの審査事務等を実施し、両事業の円滑な実行に協力する。

- (2) センターが平成3年の設立以来取り組んできた熱帯林造成の実績は、平成28年度末で、マレーシア、インドネシア、タイ、ミャンマー、ベトナムの5ヶ国で8,592ヘクタールとなる。本年度も個人・団体・企業からの寄付等をもとに、ベトナム、ミャンマーで新規植林を行うとともに、これまでの植林地に必要な保育作業を実施する。
- (3) インドネシアの国立公園を対象として、植林を通じた荒廃地の森林回復プログラムに関して、植林・保育作業及び住民参加促進のための技術的支援を行う。
- (4) タンザニアにおいて、我が国企業が、楽器材としての特殊材（クラリネットのためのアフリカンブラックウッド）を、現地でFSC認証を取得し、適切に管理されている森林から安定的に確保するための活動を支援する。

4. 調査研究及びその普及

- (1) 途上国による持続可能な森林経営を推進するため、未利用・低利用な森林資源に関する情報の整備、事業化の可能性の高い有用資源の選定、調査を企画・実施し、ビジネスモデルの作成・情報発信を行う。
- (2) 途上国においては、半乾燥地等を中心に農地開発等による荒廃地が広範に存在している。これら荒廃地において効果的に森林を回復または造成するために貢献すると見込まれる技術を発掘するとともに、適用可能性を分析し、有効な技術を民間企業、NGOなどに普及する。
- (3) エチオピア国において、天然林内に自生する森林コーヒーを中心とした自然資源を活用して、新たな生計手段を提供することにより、持続可能な森林経営の達成と、REDD+の推進を図る参加型森林管理システムの普及を行う。

5. 普及啓発・林業交流活動

- (1) 海外における森林保全・造成協力に携わる行政、企業、NGO 等の関係者の参画を得て、海外森林・林業に関する情報交換会を開催する。
- (2) 地球温暖化にかかる森林・林業等に関する国際的な議論の状況等に関する説明会を開催する。
- (3) REDD+に関する国内外の有識者等を招へいし、各国の取組状況や国際的議論の最新動向の紹介等を行うセミナーの企画・運営を実施する。
- (4) 「みどりの感謝祭」に参加し、来場者への熱帯林問題等への普及啓発を行う。